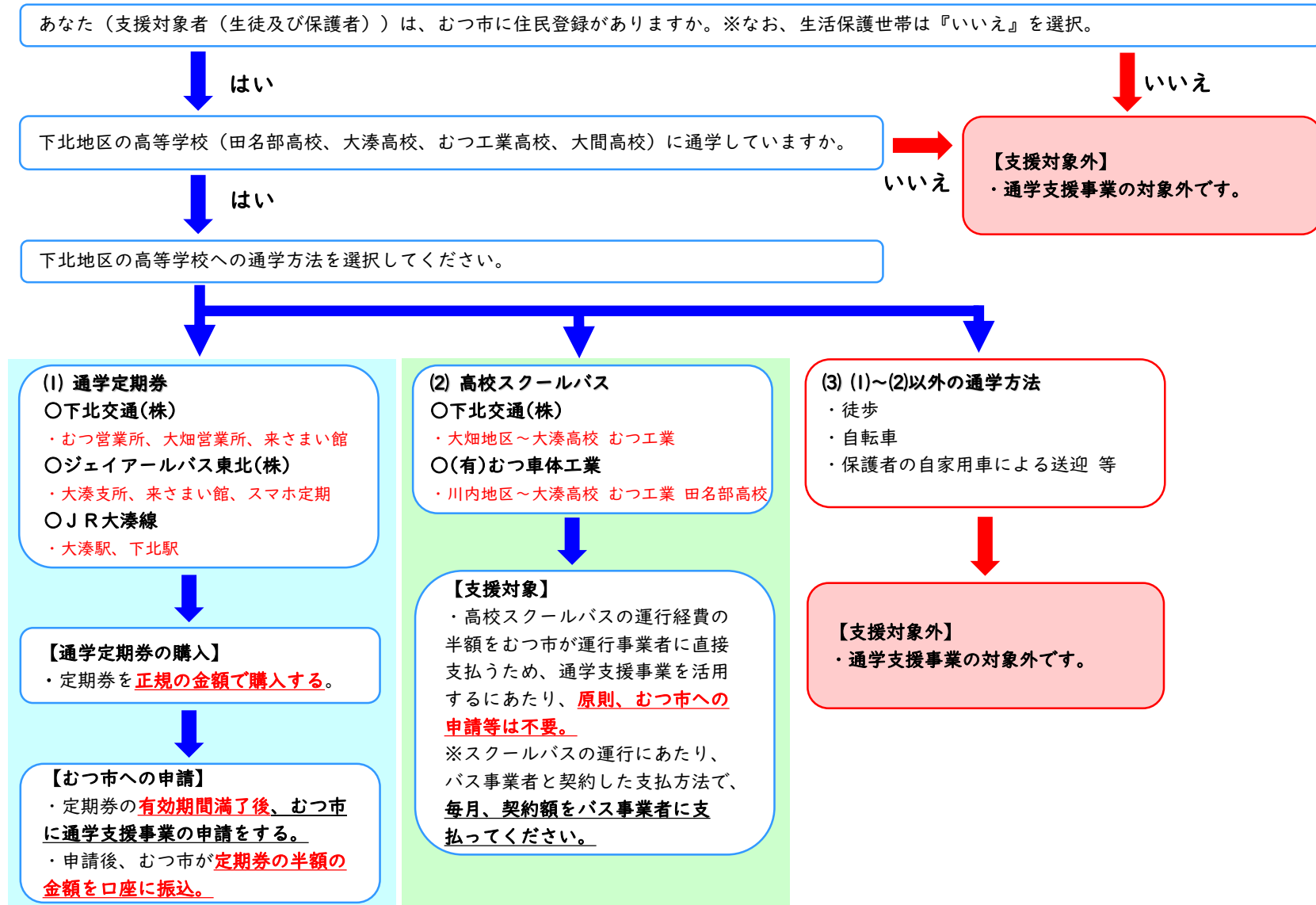


通学支援対象者判定フローチャート及び申請方法

1. フローチャート



※(1)～(2)の申請方法等の詳細については、P.2のとおり

通学支援対象者判定フローチャート及び申請方法

2. 通学方法ごとの申請方法等の詳細について

(1) 通学定期券の場合

① 通学定期券の購入

- ・以下のバス・鉄道事業者の通学定期券を購入。

I 下北交通(株)

- ・むつ営業所、大畑営業所、来さまい館

II ジェイアールバス東北(株)

- ・大湊支所、来さまい館、スマホ定期「バスもり！」

III JR大湊線

- ・大湊駅、下北駅

② 通学費の申請及び請求手続き

- ・通学定期券の有効期限満了後、市民連携課窓口(分庁舎窓口、郵送も可)に申請書兼請求書を提出。

【添付書類】

- ・通学定期券の写しまたは氏名、金額、定期券の種類、購入日、有効期限、利用区間記載の領収書等の写し
※スマホ定期の場合は、領収書および支払い完了メールを印刷(画像印刷可)
- ・学生証の写しまたは在学証明書
- ・保護者の身分証明書の写し(運転免許証等)
- ・振込先の通帳の写し(申請をされる保護者と同名義の通帳)

③ 通学費の助成

- ・申請書兼請求書に記載があった振込先の口座に定期券の1/2の額をむつ市が振り込む。
- ・各月10日までの申請を取りまとめ、月末に支払い。

※原則、通学支援事業を活用する場合、払い戻し対応後の通学定期券の金額は助成対象外。

(2) 高校スクールバスの場合

① 高校スクールバス運送に係る契約の締結

- ・例年と同様に、保護者の団体(父母の会等)とバス事業者で高校スクールバス運送に係る契約等を締結。

※高校スクールバスの契約額(運行費用)の半額をむつ市がバス事業者に支払うため、通学支援事業を活用するにあたり、原則、むつ市への申請は不要。

② 高校スクールバス運行費用の支払い

- ・高校スクールバスの運行にあたり、保護者の団体とバス事業者で契約した支払方法で、毎月、契約額(運行費用)をバス事業者に支払ってください。

※スクールバス利用人数や運行に係る経費の増減等により、生徒一人当たりの料金が変わるため、令和5年度中にお支払いしていた金額の2分の1となるとは限りませんのでご注意ください。

※スクールバスの契約額(運行費用)の長期間の滞納や未払い等が生じ、バス事業者の負担となる場合には、今後、本事業の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。